

処 分 基 準

令和8年6月1日

法 令 名 : 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項 : 第12条
処 分 の 概 要 : 特定金属くず買受業の停止命令
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :